

神川町社会福祉協議会神川町訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人神川町社会福祉協議会が開設する神川町訪問介護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護又は介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業（以下「第一号訪問事業」という。）の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は第一号訪問事業にあっては事業対象者に対し、適正な指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護又は第一号訪問事業のサービスを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定介護予防訪問介護及び第一号訪問事業の運営の方針)

第3条 指定介護予防訪問介護及び第一号訪問事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 指定介護予防訪問介護及び第一号訪問事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者又は地域包括支援センターへ報告することとする。

3 指定介護予防訪問介護又は第一号訪問事業のサービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 神川町訪問介護ステーション
- ② 所在地 埼玉県児玉郡神川町大字関口 90番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名

管理者は、事業者の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護又は第一号訪問事業の提供にあたるものとする。

- ② サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護又は第一号訪問事業の利用の申し込みにかかる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画（介護予防日常生活支援事業計画）の作成等を行う。

- ③ 訪問介護員等 7名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護又は第一号訪問事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりする。

- ① 営業日 月曜日から日曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

- ② 営業時間 8時から18時までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- ① 身体介護

- ② 生活援助

2 指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- ① 介護予防訪問費（I）…週に1回程度

- ② 介護予防訪問費（II）…週に2回程度

- ③ 介護予防訪問費（III）…週に2回を超えた場合

3 第一号訪問事業の内容は次とおりとし、その提供した場合の利用料の額は、神川町が定める額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、その1割又は2割の額とする。基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

(1) 訪問型サービス事業

- ① 訪問型サービス費（I）…週に1回

- ② 訪問型サービス費（II）…週に2回

- ③ 訪問型サービス費（III）…週に2回を超えた場合

4 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 事業所の実施地域を越える点から、片道10キロメートル未満 500円

② 事業所の実施地域を越える点から、片道10キロメートル以上 1,000円

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は、神川町の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、訪問介護員等に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 繼続研修 年1回以上

2 事業所は訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。

3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族のその秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むもとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年6月1日から施行する。

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。